

令和4年9月定例会 総務委員会（事前）

令和4年9月9日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案，補正予算案の概要，説明資料，
説明資料（その2））

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第6号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 議案第22号 電子線マイクロアナライザーの購入契約について
- 議案第23号 令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第2号 令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料1）

伊藤経営戦略部長

はじめに、提出予定案件の全体状況について御説明いたします。

お手元に御配付の令和4年9月徳島県議会定例会提出予定議案を御覧ください。

今回提出いたします案件は、議案29件及び報告7件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第3号までの3件、条例案が第4号から第12号までの9件、負担金議案が第13号から第20号までの8件、不動産の処分議案が第21号、契約議案が第22号、決算認定議案が第23号から第29号の7件、報告につきましては第1号から第7号までの7件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、第1号から第3号の予算案につきましては、お手元の令和4年度9月補正予算案の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1，編成方針に記載のとおり、県版総合緊急対策第3弾として、感染拡大第7波や原油価格・物価高騰をはじめ、喫緊の課題に切れ目なく対応するため、新型コロナ、災害列島、人口減少の三つの国難対策に加え、原油価格・物価

高騰対策の四つの柱により編成いたしました。

一つ目は、（１）新型コロナ対策として、ワクチン接種の更なる推進や戦略的な検査・医療提供体制の確保など、感染症に強い徳島づくり、アフターコロナに向けた社会経済活動の回復に取り組みます。

二つ目は、（２）災害列島対策として、県立学校や鳴門病院の災害対応力強化など、学校、病院等における災害拠点機能の強化、災害ケースマネジメントの推進による誰一人取り残さない被災者支援体制の構築に取り組みます。

三つ目は、（３）人口減少対策として、子ども・子育て支援体制の充実、2025年大阪・関西万博に向けた機運醸成、とくしまマラソン2023の開催などに取り組みます。

四つ目は、（４）原油価格・物価高騰対策として、中小・小規模事業者等におけるGXの推進、学校等における電気料金等高騰対策、原油価格・物価高騰への機動的な対応等に備えた財政調整基金の積み増しなどに取り組みます。

また、補正予算の規模といたしましては、9月補正予算規模の合計欄のとおり、補正額としては170億6,023万5,000円となっております。

一般会計のうち、上段のとおり、緊急対策分、補正予算第6号が45億1,668万7,000円で、新型コロナや原油価格、物価高騰対策に係るものであります。下段の通常分、補正予算第7号はこれら以外の予算であり、123億4,554万8,000円となっております。

なお、補正予算第6号につきましては、迅速な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。上段（１）に記載のとおり、国庫支出金及び繰入金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段（２）に記載のとおり、総務費から商工費、警察費及び教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

第4号の条例の制定につきましては、マリンピア沖洲地区に整備している広域物資輸送拠点を東部防災館として施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

第5号は、自然公園法が改正されたことに伴い、県立自然公園内での規制対象行為を追加するものであります。

第6号及び第8号、第10号から第12号の条例改正は、全て職員の定年延長に関連するものであり、国家公務員と同様の措置を講ずるとともに、地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備を行うものであります。

第7号の条例改正は、建築基準法の一部改正に伴い、条項ずれの整理を行うものであります。

第9号の条例改正は、教育職員免許法の一部改正に伴い、免許の更新手数料等を廃止するものであります。

第13号から第20号までは、令和4年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法等の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第21号の不動産の処分につきましては、徳島小松島港津田地区に造成した企業用地を徳島港湾荷役株式会社ほか3社に売却するものであります。

第22号の購入契約は、試験研究に使用する機器の購入であり、契約金額が8,998万円、契約の相手方は株式会社日進機械徳島支店となっております。

第23号から第29号は、令和3年度一般会計及び各特別会計、公営企業会計の決算の認定をお願いするものであります。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、徳島県継続費精算報告書につきましては、トンネル工事等5件に係るものであります。

報告第2号及び報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質公債費比率、将来負担比率等の4指標及び公営企業の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を報告するものであります。

報告第4号から報告第6号は、交通事故、道路事故、捜査活動に伴う物損事故の損害賠償額の決定と和解に係るものでございます。

2ページを御覧ください。

報告第7号は、地方独立行政法人法の規定に基づき、徳島県鳴門病院の令和3年度業務の実績に関する評価結果を報告するものであります。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

まずはじめに、先議分として総務委員会説明資料により御説明させていただきます。

学校等における電気料金等高騰対策として、迅速な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、今回、先議をお願いするものでございます。

1ページを御覧ください。

一般会計補正予算歳入歳出予算の総括表でございます。

補正額は、左から3列目総計欄の最下段に記載のとおり1,200万円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,193億5,503万1,000円となっております。

財源内訳は右の欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

総務課におきましては、私立学校の運営に要する電気料金について、燃料費価格の高騰による価格上昇に相当する額を助成する経費として1,200万円の補正をお願いしております。

先議分に係る説明については、以上でございます。

次に通常分として、総務委員会説明資料（その2）により御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

一般会計補正予算歳入歳出予算の総括表でございます。

補正額は、左から3列目総計欄の最下段に記載のとおり100億5,158万6,000円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,294億661万7,000円となっております。

財源内訳は右の欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

補正予算に係る課別主要事項説明でございます。

人事課におきましては、自治研修センターの電気料金の高騰に係る経費として187万円の補正をお願いしております。

財政課におきましては、地方財政法第7条の規定に基づく、財政調整基金の積立金に要する経費として100億円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

管財課におきましては、電気料金の高騰に係る経費として万代庁舎分の3,412万6,000円、合同庁舎分の1,559万円の補正をお願いしております。

4ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり補正前の限度額が448億2,400万円、補正後の限度額が460億円であり、11億7,600万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

条例案として、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきましては、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に年齢65歳に引き上げられるとともに、年齢60歳を超える国家公務員に係る給与に関して特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、また地方公務員法の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度を設ける等の措置が講ぜられたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

7ページを御覧ください。

物品購入契約につきましては、工業技術センターの備品購入であり、契約金額は8,998万円、契約の相手方は株式会社日進機械徳島支店となっております。

8ページを御覧ください。

令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものでございます。

続きまして、令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございます。

こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく、令和3年度決算に係る健全化判断比率でございます。今議会に監査委員の意見を付して報告させていただくものです。

まず、左から実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に一と記載のとおり赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は11.3パーセント、右端の将来負担比率は156.9パーセントとなっております。それぞれの比率の下、括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に

当たる基準比率でございます。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

9ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分でございます。4件でございます。

1件目が、阿南市所在の法人と賠償金17万8,992円で和解したものでございます。事故の内容は、令和4年2月26日に駐車場で県車両が前進した際、相手方所有の外灯に接触したものでございます。

2件目が、東京都中央区所在の法人と賠償金10万3,400円で和解したものでございます。その内容は、令和4年4月6日に県車両がバックした際、相手方所有の立て看板に接触したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方と賠償金35万1,903円で和解したものでございます。その内容は、令和4年4月7日に県車両が交差点に進入した際、相手車両と出会い頭に衝突したものでございます。

4件目が、板野郡北島町所在の法人と賠償金10万5,000円で和解したものでございます。その内容は、令和4年4月7日に県車両が車道を走行中、車線を逸脱し、対向車線を走行中の相手車両に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底については、事故発生所属において研修を実施するとともに、ポータルサイトを通じて全職員に注意喚起を行っているところであり、今後とも職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故を起こさない組織づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。

令和3年度に退職した正課長以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので御報告いたします。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増富委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

補正予算について簡単に聞きます。

今回、一般会計は合わせて168億円になって、そのうち100億円が財政調整基金積立金ということになるから、残りということになる。その残りの説明はあったんだけど、100億円の財政調整基金はいいことなんです、非常にいいことなんですけれど、やっぱりそれはちゃんと説明したほうがいいと思います。

この間もらった資料がすごいですね。財政調整的基金残高950億円というのがほんと大きく出ているんです。これもいいことなんです、いいことなんですけれど、やっぱりちょっと説明があったほうが私はいいと思います。何でかと言ったら、補正で100億円を積むのも初めて、過去最高。950億円になるのも徳島県政が始まって初めてなんです。

950億円にさせていただいたことは非常にいいと思っているが、どういう経緯でこの950億円ができたのかというのはちゃんと説明してほしいと思います。普通だと今回80億円なのよね。普通のやり方でいくと繰越金の半分だから80億円、20億円を足して100億円。何回も言うけれど、非常にいいことなんです。いいことなんですけれど、ここはやっぱり福岡さん、財政課長になってすぐで申し訳ないけれど、ちょっと説明を頂いたほうがいいと思うんで。

福岡財政課長

委員のほうから、財政調整的基金を今回100億円を積み増して950億円とした理由でございます。

ちょっと遡りますが、まずは令和3年度において新型コロナの影響で県税の減少が懸念されていたんですが、県内の大口納税企業を中心に税収は堅調であったということ、それから、令和3年度国の補正予算において地方交付税が増額されたことから歳入に一般財源が増えるということになりました。

そこで、令和3年度の2月補正において、県債の償還に備えるための減債基金に90億円、特定課題の解決に資するための二十一世紀創造基金に30億円の積立てを行ったというところでございます。

令和3年度末の財政調整的基金の残高は906億円となっておりますが、令和4年度の当初予算の編成に当たりまして、財源対策として基金取崩しなどを行い、当初編成時点で財政調整的基金残高は850億円となっておりますところでございます。

この度の9月補正予算では、令和3年度の税収の伸びなどがございまして、その決算剰余金を活用し財政調整的基金に100億円を積み立て950億円としたところでございます。

現行の財政構造改革基本方針の目標は800億円を堅持としてございましたが、文化芸術ホールやオロナミンC球場の改築といった大規模プロジェクトの計画が基本方針の策定時点ではまだなかったということもございまして、また、長引く新型コロナや原油・物価高騰の影響によりまして、現下の経済状況による税収や地方交付税の動向など、財政を取り巻く状況に不安定要素が多いということもございまして、こうした状況に備えまして年度間の財政負担の平準化機能を担う財政調整的基金に今回目標額を上回る確保が必要となったと考えてございます。

岡本委員

もうちょっと分かりやすくしないといかんのやけれど、財政調整的基金が950億円で

あって、財政調整基金とか減債基金とかいろいろあるじゃない。さっきの福岡財政課長の答弁だったら、財政調整基金に100億円を積み立てて合計金額950億円となりましたというだけだったら、今のは勘違いがあるな。

要は財政調整的基金が950億円になったんよ。財政調整基金は今回100億円したら今幾らになって、二十一世紀創造基金が幾らで、全部言ったら時間が掛かるので全部言わんでいいけど、でも少なくとも五つぐらい言わんと分かりにくくないですか。例えば、去年の決算が出てきたときだったら、二十一世紀創造基金が118億円なんやけれど、全部当然増えているよね。三つか四つがこうなってこうなったと。今回の補正予算は何回も言うけれど100億円だけよ。意味は分かるかな。ちょっと言うてくれへんで。

福岡財政課長

主な基金の動きということで御説明をさせていただきます。

まず1点目が財政調整基金でございますが、令和2年度の決算においては残高が130億円でございます。それが、令和3年度の決算では147億円となりまして、令和4年度、当初予算編成を経て今回の9月補正を含み197億円となっております。

減債基金のほうは、令和2年度の残高が671億円、令和3年度が760億円、そして、令和4年度現時点では当初予算編成なども踏まえまして754億円となっております。

それから、二十一世紀創造基金で申しますと、令和2年度の残高が184億円でございます。令和3年度の決算が先ほど申しました2月補正で上積みなどもございましたので233億円となっております。現在の二十一世紀創造基金は当初予算編成などもございましたので155億円となっております。

岡本委員

余り言っていたら時間がないから、要するに財政調整的基金が950億円になりましたとまた新聞も書いてくれるんだろうけれど、いかにもいっぱいあるように見える。いっぱいせないかんことがあるから、それはそれでいいんだけど、その中身で言うと、例えば財政調整基金が197億円で、二十一世紀創造基金と合わせた分がたちまち使えるんかな。分かりやすく言うたらその中の全部が使えないということですよ。だからその辺をあえて聞いたんです。いかにもということになるじゃない。その理解でええだろう。

福岡財政課長

委員がおっしゃった財政調整基金であるとか、二十一世紀創造基金のほうは年度間の財源調整を行うための基金ということでございますので、そういうことでございます。

岡本委員

また11月の本会議でするけんな。もう一度言うと、財政調整基金と二十一世紀創造基金はそうやな。財政調整的基金は950億円だから、その辺はちゃんと整理していただかんといかんなと思っています。

いいことなんだけれど、今年予算を作ったときにいろいろして850億円ぐらいにして、最終の令和4年度は761億円になるというのが、今年予算を作ったときの前提。令

和2年度がさっき言った800億円で3月末が816億円、850億円ぐらいにして、とにかく800億円は確保するよと。それで令和4年3月のときは761億円ですというのは、これはみんな公表されているんですけど、それも、さっきの答弁だったらかなり上がると思ったんでいいんよな。950億円をせっかく今積んでそんな減るわけないので、その辺はどうなんだろう。

福岡財政課長

令和4年度末の見込みです。今後、予算を編成していく過程において、この基金は財政調整機能を担っておりますので、その部分での増減というのは出てくるのかなというところでは。

岡本委員

もうええです。

もう一つ大事なところがあるんだけど、確かにこれができるよ良かったし、たくさん繰越しがあって非常によかったし、県税が上がったとか、いろいろと答弁を頂いた。この3月の決算というのは全部そうだけれど、民間は別にして、例えば、うちの商工会連合会とか、官公庁とかにそんなんに関係しているところは、どこもみんなすごい黒字なんです。コロナで、入ってくるものはちゃんと入っているけれど、出していないんだよ。だから黒字なんだよ。そんなことはないとは言えないんです。さっき答弁はできんけんせんかったんだけどね。そんなことも考えながらいかんと、なかなかやなと思います。

もう一回言うけれど、950億円になったことは非常にいいことですから、なお頑張っしてほしいんですが、説明は難しいんやけれど、委員会であったほうがいいのかと思って、軽く質問をしました。

古川委員

今回の電気代の補正予算についてです。

これは、年度末までこれぐらいあったらいいだろうという額を積んでいると思うんですが、あと、これ以外の値上げの部分もいろいろあるかと思うんですけども、そのあたりの関連の整理というのはどうなっているかというのを教えてもらえますか。

吉田管財課長

ただいま委員から、電気代の補正予算について御質問を頂いております。

この度、ほかのところも含めて電気代の補正予算が入っておりますけれども、管財課分といたしましては、万代庁舎と6合同庁舎の電気代について、この度、補正をお願いしているところでございます。

万代庁舎におきましては、現在新電力会社から電力の調達をしているところでございますけれども、ウクライナ情勢等も受けまして市場価格が非常に大きく値上がりしているという見通しでございますので、今後の見込みを含めまして、今回不足分をお願いしているところでございます。

6合同庁舎につきましては、入札のときに参加者がおりませんで入札不調となり、4月

から四国電力株式会社と法人向けの通常メニューで契約しているところがございます。ただ、現在、法人向けの高圧メニューにおきましては燃料費調整単価の上限が撤廃されており、燃料価格が上がるにしたがってどんどん値上がりする見込みでございます。その状況も踏まえまして、今後の不足分をお願いしている状況でございます。

古川委員

今後の不足分ということは、さっき聞いたように、年度末まで大体これぐらいだろうということを踏んでいるということによろしいですね。電気代については、今回、電力会社との契約が変わったので、そのあたりの額が明らかになって積んでいるんであって、ほかにもガソリンとかいろいろ上がってきていると思うんですけど、そのあたりの経費は年度末にまた補正を組むという考え方でよろしいんですか。

吉田管財課長

この度、お願いしております部分については電気代でございます。

委員がおっしゃるとおり、四国電力とか新電力の契約の中で最大限といいますか、今の制度の中で最大これくらいになるだろうというところに基づいて積算した上で補正をお願いしております。

例えば、おっしゃっていただいたようなその他の公用車のガソリン代などにつきましては、現状のところ何とかお認めいただいている予算の中でいけそうなところもございまして、今回の補正としては顕著に値上がりしております電気代についてお願いしているという状況でございます。

古川委員

電気代は、年度末までに大体これぐらい上がるの見込んで補正を組んで、ほかのは今のところ今のでいけそうなどということの理解でよろしいですね。分かりました。

あと、今日の新聞にも出ていましたけれど、今回の条例改正は定年を徐々に65歳まで上げていくということで、どういう制度になっているのか、概略を教えてくださいと思います。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、今回条例を提案させていただいております概要について御質問いただきました。

今回提案しております職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例でございますけれども、その趣旨は国家公務員法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されております。地方公務員の定年の基準となります国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、60歳を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑みまして、また、国家公務員の段階的な定年引上げを踏まえまして、同日地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員と同様に管理監督職勤務上限年齢による降任、いわゆる役職定年ですが、そういった措置が講ぜられたということに伴いまして、職員の定年等に関する条例をはじめといたします計15本の関係条

例について所要の整備を行うということで提案させていただいております。

条例改正の主な内容といたしましては、職員の定年等に関する条例の一部改正といたしましては、現行60歳の定年を10年間かけて段階的に65歳まで上げていく。また、組織の活力を維持するためということで、管理監督職の職員は60歳で管理監督職以外の職に異動させる、いわゆる役職定年制を導入する。また、60歳以後定年前に退職した職員につきましては、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入する。それから、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に任用、給与に関する情報を提供することといたしまして、情報提供意思確認制度を新設する。これが職員の定年等に関する条例の一部改正の主な内容でございます。

そのほかにも、職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正といたしまして、当分の間、60歳に達した日以後、技能労務職員については63歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料月額を7割水準とするといった改正を今回提案させていただいております。

古川委員

役職定年制というのは、国もやっているんで同じように、ほかの県も大体やっているという状況でよろしいんですかね。

あと、意向確認というのは、定年延長をするか、時短にするというかの意向を確認して、どちらかを選ぶ。辞めるという選択もあるんでしょうけれど、こういうことでよろしいんですか。もう一回確認します。

高崎人事課長

まず、いわゆる役職定年ですけれども、これは全てで導入することとしておりまして、ただ年齢、何歳ですのかとか、どういった人たちが対象になるのかというのをそれぞれ条例で定めるということになっております。

そもそも、定年の引上げによりまして職員が公務に従事する期間というのが長くなりますので、管理職等に就いた職員がそのまま在職し続けるということになった場合は、若手職員や中堅職員の昇進機会の減少につながり、組織の新陳代謝を阻害することにつながるということで、若手中堅職員の昇進機会を確保して組織全体の活力を維持するために管理監督職の職員を60歳までとし、それ以後についてはそれ以外の職に異動させるということにするものでございます。

その範囲でございますけれども、改正地方公務員法の中で管理職手当を支給されている職員の職及びこれに準ずる職とされております。本県の場合、管理職手当が支給されている職はもちろんですが、その職と同一の級であり、管理職の登竜門とも言えます副課長、それから担当課長を含む行政職給料表の6級以上の職を対象として、いわゆる役職定年の対象としたいと考えております。

その意思確認のお話もあったと思いますけれども、60歳を超えて延長になってそのままフルタイムとして勤務するのか、一旦退職して再任用短時間職員として勤務するのか、もちろん退職するのかの意思確認をその前年度にするという制度になっております。

古川委員

10年間で65歳まで引き上げるということで、どういう影響が出てくるのかということもいろいろ話しているとは思いますが、想定されることはあるんですか。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、定年が段階的に引き上げられることによる課題について御質問を頂きました。

この条例は令和5年4月1日施行になりまして、令和5年度には今60歳の定年が61歳に延長ということになりますので、令和5年度に60歳で定年退職する職員はいないことになります。

これまで、例えば新規採用は、退職した職員を補充するという考えの下で対応してきたところではございますけれども、定年の順次引上げによりまして、令和5年度、7年度、9年度、11年度、13年度につきましては、原則として定年退職者というものが出ないような状況になるわけです。しかしながら質の高い行政サービスというのを将来にわたって安定的に提供できる体制を確保するためには、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があると考えております。毎年の退職者の補充を基本とした従来の採用とは異なる対応が必要になるのではと考えております。

本県の年齢構成上50代の職員数が非常に多いということもございます。単年度の退職者の補充は困難になりつつあると課題として認識しております。優秀な人材の確保また雇用の場の提供、働き方改革の推進といった観点からもコンスタントな新規採用が望ましいと考えておりまして、これまでとは違ったこういった考え方に沿って、継続的かつ一定程度平準化した採用方針というのをしっかりと考えてまいりたいと考えております。

古川委員

この新規採用の平準化をどうやってやっていくのかというのは、これからということですか。あと、仕事の環境上で何か懸念されていることとかはないんですか。

高崎人事課長

工作上、懸念されていることについてです。

管理監督職であった職員が、いわゆるそれ以外の職に異動するということで、できる限り非管理職の一番高いというところに役降りさせるということになっておりまして、課長補佐級に役降りするということになります。

そうしたときに、そうなった職員にも、既に中堅職員として働いている職員にもいい相乗効果が生まれるような、そういった職場環境にしていく必要があると考えております。

古川委員

前から、定年退職した人が再雇用されたときからそういう課題は言われていて、新しいことではないのかなと思うんですけど、これによってどんな影響が出てくるのかというのはしっかり検討いただいて、対応いただけたらと思います。

あと最後もう1点だけ。

実質公債費比率については今年度ちょっと上がったわけです。単年度ごとの、今後5年間ぐらいの推移というのは、3年平均でなくて単年度ごとの推移というのはどんな感じになっているんですか。

福岡財政課長

単年度ごとの推移でございます。

令和3年度の数値としては、3か年平均で11.3パーセントというところで昨年度と同じというところなんですけど、単年度ごとで見ますと、令和3年度、今年度の11.3パーセントを構成する要素としてまず令和元年度の単年度が11.3パーセント、令和2年度が11.1パーセント、今年度が11.6パーセントとなっております。

古川委員

このところずっと下がっていたような意識があったんですけど、今回上がっているのか、ずっと下がっていたのが今回上がったのか。上がった理由としてはどんなところが主な要因なのかというのを教えてほしいんです。

福岡財政課長

これまでずっと単年度の実質公債費比率は下がってきたんですが、今回の要因としては、計算式の中で分母である標準財政規模が増加したというのと、分子から減ずる額となる基準財政需要額に算入された公債費が地方債が減少したことで減になったという要因がございまして、これによって単年度ベースでは、令和2年度が11.1パーセントでしたので0.5ポイント増加したということになってございます。

古川委員

それで説明になっているかどうか僕もちょっと分からなかったんですけど。

分母が増えたとか、分子が減ったとかいう要因を聞いているんです。このあたりはどうしてそうなったのかというのを教えてほしいんです。分かりやすく言ってほしいなということです。

福岡財政課長

分母である標準財政規模は、実際に歳入として受ける額として標準的な金額がベースになっているんですけども、その算出に当たって、税収の増、地方交付税の増といったところが、今回標準財政規模の分母が大きくなった要因というふうに考えてございます。

古川委員

ちょっと分かりにくいんですが、私が分からないだけかも分からないですけども、ということは、返済額が増えてきているということではないということではよろしいんですね。

福岡財政課長

そうです。地方債の残高が直接的な要因となって実質公債費比率が0.5ポイント増えたというのではないです。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時49分）